

下関市立大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者 選考委員会規程

平成 21 年 12 月 21 日

規 程 第 3 6 号

(設置)

第 1 条 下関市立大学(以下「本学」という。)に、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、本学大学院において独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除に関し、次の各号の業績を総合的に評価及び審査し、返還免除候補者の選考を行う。

(1) 学位論文その他の研究論文

ア 大学院研究科委員会等における評価

イ 学会発表

ウ 学術雑誌への掲載

エ 表彰又は受賞

オ その他

(2) 著書、データベースその他の著作物(前号に掲げるものを除く)。

ア 大学院研究科委員会等における評価

イ 社会的評価

ウ その他

(3) 発明

ア 特許権の取得

イ 実用新案登録権の取得

ウ その他

(4) 授業科目の成績

ア 大学院研究科委員会等における評価

イ 表彰又は受賞

ウ 在学期間の短縮

(5) 研究又は教育に係る補助業務の実績

ア リサーチ・アシスタントの実績

イ ティーチング・アシスタントの実績

ウ その他

(6) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

ア 社会的評価

イ その他

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 副委員長は、研究科長をもって充てる。

4 委員は、大学院研究科委員会副委員長及び大学院教務委員会委員長をもって充てる。ただし、委員が他の任にあるときは、委員の所属する委員会の構成員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局学務グループ学生支援班において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。